

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位			栄	別表2の2			
基礎資格	栄養教諭2種免許状	短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第3項の規程により管理栄養士の免許を受けていること。 * 短期大学士の学位には、大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。					
	栄養教諭1種免許状	学士の学位を有すること、かつ、次の1又は2のいずれかの資格を有すること。 1 栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 2 栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了（管理栄養士学校指定規則別表第1の関係科目を82単位以上修得していること。）し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。 * 学士の学位には、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。					
	栄養教諭専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 * 修士の学位には、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。					
大学において修得することとを必要とする単位	科 目		最低修得単位数			注1 専修又は1種免許状を取得する場合、短期大学の単位は2種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。 注2 (1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。 (2) 専修免許状を取得する場合、既に1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は修得済とみなす。 注3 「大学において修得することを必要とする単位」の単位は、栄養教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。 注4 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。 注5 (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 注6 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1単位以上修得する。 注7 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 注8 「大学が独自に設定する科目」の単位は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に科目等のうち1以上の科目について修得する。 注9 その他の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。	
	栄養に係る教育及び教職に必要とする科目	栄養に係る教育に関する科目					
		栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項					
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	2	4	4		
		食生活に関する歴史的及び文化的事項					
		食に関する指導の方法に関する事項					
		教育の基礎的理解に関する科目 注5					
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想					
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	5	8	8		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注6						
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注5						
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容						
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	3	6	6			
	生徒指導の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
	教育実践に関する科目						
	栄養教育実習	2	2	2			
	教職実践演習	2	2	2			
	大学が独自に設定する科目 注7 注8			2 4			
	合計単位数	1 4	2 2	4 6			
その他 注9	日本国憲法		2				
	体 育		2				
	外国語コミュニケーション		2				
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」		2				